

12 採用について

- (1) 長野県教育委員会が採用します。小学校及び中学校教員については、採用候補者の中から学校の希望条件に適合する者を市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む）に推薦し、当該市町村教育委員会の内申により採用します。また、特別支援学校については、採用候補者の中から学校の希望条件に適合する者を採用します。
- (2) 令和8年4月1日から勤務することを条件とします。
- (3) 日本国籍を有しない者にあつては、教員の種別は、任用の期限を付さない常勤講師とします。
- (4) 採用に係る手続き、日程等については、該当者に別途通知します。
- (5) 小学校・中学校・特別支援学校教員選考で合格となった者の採用にあたっては、希望と異なる校種へ配置することがあります。また、義務教育学校へ配置することがあります。
- (6) 小学校・中学校・特別支援学校教員選考枠で採用された者の2校目以降の人事異動については、異校種経験の重要性に鑑み、小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校間で行うことがあります。